

平成 25 年 9 月 3 日

港湾の施設の技術上の基準への適合性を確認する機関の登録の更新について

一般財団法人沿岸技術研究センターは、港湾の施設の技術上の基準への適合性を確認する機関として、港湾法に基づき国土交通大臣の登録を受けています。この登録は、3 年毎に更新することが港湾法に定められており、初回の登録（平成 19 年 8 月 24 日）から 6 年を経過し、2 回目の登録の更新を申請しておりました。

今般、平成 25 年 8 月 24 日付けで登録が更新され、9 月 3 日に山縣国土交通省港湾局長から更新通知書が伝達されました。



なお、当センターの確認業務につきましては、ホームページの「[港湾の施設の技術上の基準との適合性を確認する業務（確認業務）](#)」をご覧ください。